

第6回 武蔵野市旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会 議事要旨	
日 時	令和7年10月7日（火）18:30～20:30
場 所	武蔵野市役所 西棟4階 412会議室
委 員	内田委員（委員長）、内川委員（副委員長）、阿部委員、小田委員、塚本委員、三浦委員、小内委員
オブザーバー	東京都教育庁地域教育支援部管理課文化財調査担当 他1名
事務局	総合政策部資産活用課長 他5名

## 1. 開会

（内田委員長）定刻になりましたので、第6回武蔵野市旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会を始めます。

## 2. 議事

### （1）第5回委員会の振り返り

（内田委員長）まずは議題1です。事務局より第5回委員会の振り返りをお願いいたします。

（事務局）（第5回委員会の振り返りを説明）

（内田委員長）ありがとうございました。前回は基本的に計画している段階で、まだ確認していかなければいけないことが何点かございました。今回、改めて整理した案をお聞きしながら議論したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

### （2）保存活用計画素案について ①第1章 計画の概要

（内田委員長）では、議題2「保存活用計画書案について」に移ります。次第に①②③と番号がありますように、最初に第1章の計画の概要、その後に、飛んで第5章の活用計画で具体的な案についてご意見をいただいて、その後第2章の保存管理計画、第3章の環境保全計画、第4章の防災計画の話を進めていきたいと思います。では、まず第1章の計画の概要について、事務局からご説明をお願いします。

（事務局）（資料1 第1章の説明）

（内田委員長）ありがとうございました。前回の原案を一部修正したものが、お手元にある資料ということです。いかがでしょうか。

（内川副委員長）p1-5の3段落目2行目の「～を受けた武蔵野町内」と「昭和31（1956）年から～」の間で日本語がおかしくなっています。例えば「～を受けた武蔵野町内で奇跡的に建物は被害を免れた。昭和31（1956）年から～」といった文章が入るの

ではと思います。あと p1-6 はほぼ 1 行の文章ですが、前の段落を調整すればページを跨がずに収まるのではと思いました。体裁の問題ですが、気になったためお願ひいたします。

(内田委員長) ありがとうございました。まず「戦時中は～」のところは、何か 1 行抜けてしまったのかもしれません。それから、p1-6 で 1 行ほどはみ出しているので収めたらというご指摘でした。これは先程の指摘で少し文章が付加されそうですので、その調整もお願いできればと思います。

(事務局) 空襲を受けたけれども建物が残っている、という主旨の文を書こうとしていた部分ですけれども、直したいと思います。

(小内委員) p1-7 の土地の変遷の、昭和 9 年から 19 年頃の図面にある「生垣（サワラ）」とは、表記のすぐ上にある緑色の 5 個の小さい丸を指すのか、道路沿いの緑のボリュームのことを指すのでしょうか。仮に緑色の 5 個の丸だとすると、レーモンドは建物の中と外との見え方や繋がり方をとても意識されていたのに、居間の目の前に常緑樹で高木になるような針葉樹をこんな風に植えるだろうかと思いました。植えるにしても、夏の日差しを遮り冬は日が当たる落葉樹にするのであれば分からなくはないですが、これだけ広大な土地に植える理由がよく分からなくて、本当にこの場所にこのような植栽があったのだろうかというのが疑問です。

(計画策定支援業務委託事業者) 高木の生垣があったのは、外側の緑のところです。現在、緑色の 5 個の丸ですが、サワラの字があると分かりづらくなってしまうため、表現は直したいと思います。庭園の、やや推測が混ざった表現ですが、ゴルフのバンカーに近いような凹凸があった部分より建物側、コンクリートのテラスから見える部分に、一時期生垣があったのがわかる古写真がありました。その古写真をもとに、緑のところを書いております。小内委員の指摘のように、そこまで高くはならない木の可能性が高いと思います。根拠となる古写真をこのページにつけるのが良いのか、あるいは注釈をつけて資料編で同時代の古写真がどのようにあったか照らし合わせられるようにするのが良いのか、表現の問題はありますが、誤解のないように修正していかなければと思います。

(内田委員長) サワラというのは緑の丸ではなく、オープンな状態が維持されていたわけですね。あと、図を作る元となった出典等がある方が明確で良いかもしれません。昭和 9 年から 19 年までの間で、もしもある時点の資料等が断片的にでもあるのであれば、むしろそれを紹介した方が良いと思います。トータルで述べるよりも、断片的であっても資料としてわかるものの方が良いかと個人的には思いますので、ご検討いただければなと思います。

(都教育庁) p1-7、p1-8、p1-36を見比べていましたが、昭和19年までというのは、接収前までいうことでしょうか。p1-8で昭和19年から31年まで、次で昭和31年以降としていますが、その辺はどういう理由で分けたのかというのが1点です。

それから、修道女会のことは結構詳しく書かれているにも関わらず、おそらく文化財的には一番目標にしなくてはならない昭和9年から19年の修繕・改変等の履歴が少し手薄かと思います。もう少し何か加筆できないでしょうか。特に、長女宅は昭和9年に建っていて、その後に改築されているかと思います。それからプールがなくなっているかと思います。p1-36に表現することは可能でしょうか。

(計画策定支援業務委託事業者) 図の区分は少し迷うところもありました。まずp1-7の昭和9年から昭和19年の図に関しては接収前までです。p1-36のもう1つの指摘内容と関連しますが、進駐軍の前に日本陸軍による接収があったとする記述もありますが、明確に日本陸軍の接収があったことを示す資料が見つからず、この時期の経過が完全にはわかつていません。昭和20年に終戦、その後進駐軍が接収し、接収が解除されるという流れですが、接収が解除された後、修道女会が取得するまでの間に、親族が居住していた時期がありました。進駐軍の接収時代も含めて、この辺りでいつどのような改変があったか、進駐軍が行った改変がどのようなものだったのか、あるいは親族がお住まいの時期に何かされていたのか、明確に誰がいつ何をやったというのが、追ききれないところがあります。ただ、修道女会による取得当時または取得直後のメモ付き写真がありますので、そこに写っている範囲は、修道女会取得直後の様子が分かります。写真で確認できた日付から、接収期から修道女会時代初期ということで、p1-7からp1-8の3番目は、接収期初期から修道女会取得時期として、昭和19年から昭和31年頃としています。そのため、先程の内田委員長の指摘のように、根拠資料を載せて、図はどの資料から作られた図かというのを載せることで、もう少し理由が見えるようにできるよう、修正したいと思います。

もう1つ、建物の修繕改変の履歴が、修道女会取得以降に比べて取得以前が少ないというご指摘がありました。赤星家が終戦少し前に退去して疎開する時の状況は、先程申し上げた通りの状況です。その前について、p1-7の設計時の図にある長女宅というのは、あくまでも図面に載っている建物で、調査の過程で「長女宅」というメモをつけたものの、本来は設計図面のまま、文字なしで書くべきだったと思います。その次の敷地内の建物ですが、長女宅や北側の次男・三男宅が建ったところは、完璧な年月日までではないですが、ヒアリングで大体の時期が分かっているため、敷地内の建物の変遷として年表にも反映させられればと思います。一方で赤星鉄馬邸の本邸については、以前の委員会で出たテラスの前の藤棚・オーニングの変遷はよく分かりますが、その他建物に居住していた期間でどのような改修があったかは、あまり判明していません。重要な赤星家居住時代のことは可能な限り詳しく書くべきではございますが、今わかる範囲で記載させていただいています。

(都教育庁) 敷地が割譲されて長女宅・次男宅・三男宅がなくなった時期が、ノートルダム修道女会が取得した時期と考えて大丈夫でしょうか。

(計画策定支援業務委託事業者) その辺りは少しばらつきがあるため、別に年表に入れます。

(都教育庁) わかりました。入口が変わって車寄せが使えなくなったというのは、結構大きなことかなと思っています。割譲の履歴はもしかすると追えるのではと思います。

(計画策定支援業務委託事業者) 次男宅・三男宅に関しては、GHQによる接收はされなかったという話が残っています。また、GHQ退去時の図面に掲載されています。GHQの接收より前からあったものということですので、年表や図の注記にも入れるようにします。

(都教育庁) 修道女会が取得した時期を境にした方が、図も明確ではないかと思いました。なぜ年表と1年ずらしたのかが気になります。揃えた方が明確だと思います。

(内田委員長) 確かに所有者が変わったところとして、接收が終わった段階と修道女会時代が始まった時期で分けた方が良いですよね。「初期」というのも解釈が色々と生じてしまうため、ご検討いただければと思います。また、長女宅・次男宅・三男宅がいつ頃できたのかは少し補足した方が良いと思います。敷地の変遷過程の中でどう変遷したのか、それからアプローチがメイン通りから脇の道路に変わると建物へのアプローチの変化は、この敷地においては大きな変化であり、明確にした方が良いと思いますので、整理をお願いします。メインアプローチで車寄せがあって道路から直接入ってくるルートと、脇にある現在の玄関の位置のところも、一応元々アプローチとしてはあったのだろうとは思いますが、使い分けの関係等もヒアリング等で何かわかるのであれば、少し調べていただければなと思います。

(小田委員) p1-4の敷地外の表現が気になります。昭和31年以前の図では、東側に道路がなかったかのような表現になっています。例えば昭和9年から19年の図で、北側の五日市街道近くに建物がありますが、道路があったとしても、2m程度の幅員しかない道だったのかと言うと、何か違うような気がします。また、昭和31年から令和2年の図ですが、五日市街道の最も近くに面したところに飲食店があったはずですが、方位記号があるからか書いてなく、気になる人は気になるかと思います。

(内田委員長) ありがとうございました。元の地図があると思いますが、それを元にして正確に書いていただければと思います。

(阿部委員) 土地の変遷図ですが、スケールバーがある方がわかりやすいと思います。また、p1-8の右側の図にある赤の点線の意味を記述の中で書いた方が良いかと思います。要するに、現在は他の方の手に渡っているものの、昔の壁が残っているという意味であれば、凡例よりも、p1-6の文中で、先ほど指摘いただいた生垣(サワ

ラ）の話も含め丁寧に説明しておくと、点線の意味がわかるのではないかと思います。

(三浦委員) p1-5 で設計に携わったことがわかる人物として小野禎三という所員の名前がありますが、名前の後に構造担当とカッコ書きで補足して、構造担当として携わったことを明確にした方が良いと思います。それからノエミ・レーモンドについて、p1-26 でフランク・ロイド・ライトの事務所で働いていたことを書いているかと思います。ライトとレーモンドの関係について、ノエミ・レーモンドとライトの夫人が親友であったことを追記すると、要するにノエミ・レーモンドとライト夫人との関係から、レーモンド夫妻がライトの事務所に行き、結果的に帝国ホテルの設計につながってきたという経緯が何らかの形でわかるようになると良いかと思います。

(内田委員長) ありがとうございました。レーモンドがライトの事務所に入所した経緯を少し書いた方がよりわかるということでしたので、よろしくお願ひいたします。保存活用計画は今回が最終版ではないため、改めてもう一度お読みいただき、気になる点等ありましたら、遠慮なく事務局にお知らせいただければと思います。

## (2) 保存活用計画素案について ②第5章 活用計画

(内田委員長) これから第5章について事務局より説明をいただきたいと思います。

(事務局) (資料1 第5章・資料2を説明)

(内田委員長) ありがとうございました。まずは考え方の基本を決めたいということです。また、最後に予算の話もありましたが、工事は第1期・第2期に分けざるを得ないだろうとのことです。第1期でメインの空間に関する工事を行い、第1期でできなかつたものに関しては、第2期工事という形で進めるということです。第2期がいつになるかはわかりませんが、とりあえず今の予算の中でできる範囲でどれを優先するのかも決めていくことになる点も含めて、議論できればと思います。

最初にアプローチ動線の検討案として、A・B・C案と、資料2で各案の比較が出ています。資料2ではB案が良さそうですが、バリアフリー動線の特徴と課題等も含め、基本的にどういうアプローチしていくのか、基本的な考え方を決めるためのご意見をいただければと思います。

特に、公園施設等の場所は基本的な考え方として、アプローチのエントランス付近に敷設するのか、模型のように敷地の西側に沿って配置する形式を取るのか。

それから、メインのアクセスが公園施設寄りになると、そちらへのアプローチが出てくるということと、B案ではメインアプローチのところに公園施設ができますが、道路側に沿った形でアプローチをして良いかという、基本的に2つのアプロー

チが考えられていますので、議論していただければと思います。模型を作られた中で何か簡単な説明等はありますでしょうか？あればぜひお願ひします。

(事務局) アプローチは、A案とB・C案があるかと思いますが、まずは公園施設がどこに来るのかが大きいのかなと思います。今までの議論で、居間・食堂といったメインの諸室から庭を見た時に、樹木に隠れるためB案の位置に公園施設を置いても問題ないという話がありましたが、模型を作ってみて、樹木で隠すのは難しそうということがわかりました。常緑樹もかなり多いのですが、当然冬場は葉が落ちます。眺望に関して言えば、復原のために旧礼拝棟を解体することもあるため、やはり敷地の奥に持ってきた方が良いかということが逆にわかったように思います。

アプローチ動線は、元々西側から回す案がありましたが、西側からメインのアプローチを持っていくとなると、エレベーターの増設位置との関係の他、オリジナルの設計と違って渡り廊下で旧礼拝棟が接続されているため、渡り廊下自体も解体してオリジナルの状態に復原するという作業が出てくるかと思います。また、高低差も再現したところ、等高線に沿ってバリアフリー動線を確保しようとすると、北側の門から入る場合、バリアフリー上必要な勾配の確保が難しいという問題があり、一般動線とバリアフリー動線は基本的に分けて考える必要があるかと考えています。

(都教育庁) 管理車両はどのようにになっていますか。

(事務局) B案の場合、管理車両は敷地の南側の門から入る考えでいます。

(都教育庁) 車で荷物を運んだ後は、どのように本邸まで持っていくのでしょうか。

(事務局) 基本的には手で運ぶ考えになります。

(小内委員) 補足すると、今は北側の門からも南側からも建物付近まで車が入れます。

(塚本委員) 細かい質問で恐縮ですが、B案のバリアフリー動線が当初の玄関から入る一方、通常動線は旧礼拝棟から入る案となっていますが、車椅子の方とそうでない方で入口が分かれているということでしょうか。C案は両方の動線が旧礼拝棟に入っていますが、B案では変わっている理由を確認したいです。

(事務局) 元々はA案とB案で、公園施設が東西のどちらにあるかという点から、動線を検討していました。その中で、発展型のC案を考えるためにあたって、バリアフリー動線を分けた形にはなります。今回のB案については、あくまでここからも入れると示す形になっており、C案と同じように旧礼拝棟に向かうことも可能です。

(内田委員長) 要するに、通路を分けた事例として書いたということで、動線を一緒にすることも可能ということです。

(塚本委員) バリアフリー動線が入れるところは、通常動線も入れるところかと思います。その場合、旧礼拝棟に行く意味があまりないように思います。

(事務局) 元々の客用の玄関、今で言う主玄関は段差があるため、主玄関までアプローチいただいた上で、簡易型の段差解消スロープ等を用いて人による対応をしていくことになるかと思います。旧修室棟をバリアフリー動線も兼ねたメイン動線とする場合、旧礼拝棟は文化財というほどの建物ではなく、改修も比較的容易にできる他、入口もスロープを整備しやすい形状であり、一本化がしやすいです。

(塚本委員) 旧礼拝棟では、インフォメーションといった色々な情報を手に入れられる機能を設けると伺っていますが、主玄関から入る場合、そのような情報は後で取りにいくような形になるのでしょうか。

(事務局) B案のように、通常動線とバリアフリー動線で入口自体を分けるとなると、完全な公平性ということ自体は、ルート的にも大変しにくくなるとは思っております。

(塚本委員) あと、バリアフリーという言葉はもう使わないというのが一般的な方向性になっているため、ユニバーサルといった皆同じという方向で整備された方が、できれば良いのかなと思います。

(内田委員長) 確かに、バリアフリーという時点で差別化されているため、ユニバーサルとして一緒に入れるようなアプローチというのを前提に進めるというのは、時代にも合いますし、できれば私もそういう考え方で検討できればと思います。

(小内委員) 前回もA・B・C案について議論しましたが、どれも一長一短があって非常に難しいと思います。資料2を見ると、B案が最も良いように見えますが、B案で最も問題だと思っている点として、敷地が接する東側の道路が、安全条例の規制で幅員6m以上にしなくてはいけない道路になります。現状は幅員が6mもないため認定を取らないといけないのですが、東側の入口付近に公園施設ができると、人のたまり場ができるかと思います。現時点でも歩車道の分離ができておらず、認定に係る警察の了承を得られないのではと思うため、道路側に公園施設を設けて、さらに人溜まりができるような空間を作るのは、難しいのではと思います。また、道路際の高木を軒並み伐採していくのかという問題もありますし、仮に隙間に小さな公園施設を建てるとしても、地中にかなりの根っこが這っていて、基礎を設置することによる倒木のリスクなども含め、工事が大変になるのではと思います。ルートをどうするかは別にしても、公園施設を道路側に置くというのはなかなか現実的ではなく、敷地の西側に置くのが良いのではないかと思います。

次にルートについて、従前の有識者会議の時も、ユニバーサルデザインとして一本化し、建物の見せ方も一本化するべきだというご意見がありました。そこから出てきたルートとして、車椅子の方に必要な1/20の勾配を、長い動線を利用して確保できるのではないかという考え方から、A案のようなルートが出たという経緯があると思っています。ただ一方で、敷地の裏を通る時の弊害もあります。旧礼拝棟は旧耐震基準の建物で、A案では旧礼拝棟の一部を改変するような図ですが、図の通り

にすると構造が現行法規に遡及してしまうという課題があり、難しいと思います。そうなると、一定程度は敷地の東側を通すルートを探るのが良いかと思いますが、東側の入口・玄関のところからの勾配がかなりきつく、その部分で1/20の勾配を確保するのは現実的でないと考えています。アプローチに関しては非常に悩んでいますが、東側の門から入る方も、敷地の南側から車を置いて庭を経由して来る方も、一定程度は敷地の東側からアプローチするルートを取れるとすると、何かしらの工夫をして東側からアプローチをする方向性で持っていくというのが、解決の方向性なのかなと思いました。

メインの出入口は、旧礼拝棟の玄関を整備するのが良いのだろうと思います。ある程度の改変が自由に行え、管理部門なども旧礼拝棟に持つていけます。それから私も重要文化財等を色々と見て回りましたが、建物に入ってすぐに、動画やパネル等でガイダンスが必ずあり、これから見られる内容を先にレクチャーしていると実感しました。そのため、あまり建物のことを知らない状態で先に（主玄関や居間・食堂等の）メインを見て、最後に解説等を受けてもう1回見てもらわなければいけないようになるのは好ましくないと思いました。旧礼拝棟をメインの出入口にして、先にガイダンスがあった上で、中をゆっくり回っていただいて、最後に開けた居間にたどり着いて庭が見える、という動線にすると、建物を見て良かったと感じるようなストーリーが出来上がるかと思いました。そのため、東側から何かしらのアプローチを取りつつ動線を検討していく方向性で検証してはどうかと思います。

(内田委員長) ありがとうございました。まず、アプローチと公園施設は分離させて考えてはどうかということでした。メインの出入口は、旧礼拝棟をうまく利活用できるのではないかということです。先ほど各部屋の中に紹介のパネルを少し展示するという話がありました。確かに私も、部屋の中のパネルはできるだけ少なくして、むしろ空間を見せる方が、多分この建物にとっては大事で、パネル等で細かく解説するのではなく、別のところで展示して、それが理解できるような空間があるという方が建物にとってはふさわしいと思います。その意味では今の意見に同意します。

(塚本委員) 資料ではあまり取り上げられていないのですが、敷地西側の塀がかなり傷んでおり、何かしら手を入れないといけないのでは思います。あと、隣地の住居との距離が、主玄関付近は近いといいますか、狭い点が気になっています。南側から東側を通って入るにしても、ゆったりとした庭からもう1回住宅地近くを通るのは違和感がないだろうかと思います。また、あの辺りでは静かにしてくださいといった話がどうしても出てくると思います。例えばですが、旧礼拝棟の聖堂のところに新しい出入口を作ると、渡り廊下を壊さずに敷地西側から入り込めるのではと思います。

(内田委員長) ありがとうございました。まず西側の塀に補強が必要ならば、当然今回の予算に入れなければならず、整理していただいた方が良いと思います。それから、旧礼拝棟の西側にある聖堂の壁を抜いてアプローチを作つてはどうかということで、建

築的に可能性はなくはないかと思います。ただ、住宅との距離があまりにも近すぎるというのは、都市型の文化財（建造物）に関してはもう致し方ないと思います。

（小田委員）西側も、隣地との距離は近いと思います。

（内田委員長）都内の他の建物などでもありますが、どうしても隣地との問題は常につきまといます。アプローチについて、やはり東側を通って建物へ向かう道はどうかということですが、塚本委員からは西側からのアプローチはどうかということで、この辺をある程度整理していかないとなかなか決まらないかなと思いますが、いかがでしょうか。

（都教育庁）この建物のビューポイント、つまり、建物に来た時にどの角度から写真を撮るのが魅力的か、訪れた方が写真を撮ってSNSに載せようと立ち止まりたくなるところも、アプローチ検討において考えた方が良いと思います。

（内田委員長）1つは南側の立面を眺めるというのが魅力ですよね。あと、エントランス近くの丸いRの形状の階段や、キャノピーが出ているところのデザインは、まさにモダニズムの綺麗なデザインかなと思います。

（都教育庁）今の話をもとに考えてみると、メインエントランスから右に行ったあたりから、B案でバリアフリー動線と一般動線が分かれる付近の主玄関の辺りで写真を撮りたくなるでしょうか。少し整理してビューポイントを作って、SNSに載せていただけると良いと思います。

（阿部委員）プランについて確認です。資料では公園施設に行くまでの経路が園路としても動線としても表現されていませんが、実際はルートがあるという理解で良いですか。

（事務局）机上資料ですが、公園の園路の整備イメージをまとめさせていただきました。実際のバリアフリー動線にするルートと、公園の中を通るルートは、仕上げの作り方が違うと思っています。A案のように通常動線が回り込むのであれば、それなりの固い舗装で作らなければいけないため、広大な庭が視覚的にも動線的にも分離される点がデメリットかもしれないと思います。B・C案のように木陰を縫うような形で、比較的植栽で隠しながらルートを作れる点が一つのメリットかと思います。

（阿部委員）ビューポイントの点から言うと、南側のメインから入り、駐車場を抜けて、濃い緑の樹木を抜けて、そこからパッと芝生が広がって、その向こうにファサードが見えるといったアングルが想定されます。

（小田委員）建物の見え方も大事だと思いますけど、庭園の見え方はやはり見逃せないなと思います。西側に例えばコンクリートで舗装された通路ができてしまうと、せっかくの庭園の奥行き感がなくなってしまうのは残念だという思いはあります。

(阿部委員) 実際に公園施設に行く時は、今言った（南側のメインから西側に回る）ルートを想定しているかと思いますが、資料よりももっと自然的な感じだけどそれなりに整えられているような舗装にすれば、一体感は損なわれないのでと思います。

(事務局) 一体感は損なわれないようにと思います。利用される方には、建物は見ずに公園を利用される方もいるかと思います。その時に、建物に向かう方と同じ動線という意味ではユニバーサルデザインのアプローチで、公園が左右に分断されてしまうよりは、敷地に入れば広大な公園が広がって見えるような動線が良いかと考えます。ただし、より早く建物にアクセスしたい方のためにも、公園メインと建物メインとでもいうような2つの動線を設けています。

(塚本委員) 旧赤星鉄馬邸の中を見る時は、靴を脱いで見ることになるかと思います。ただ、旧礼拝棟は、やり方によっては靴を履いたまま利用しても良いのかなと思っています。そうすると、例えば敷地を一周できるような動線を想定した方が、途中でカフェに寄ったり、少し休んだらまた中を見たりとか、色々できて良いかと思います。

(事務局) 旧赤星鉄馬邸を見られた方のカフェの使い方と、公園の利用者による公園施設としてのカフェの使い方は少し違うかと、我々も考えています。旧赤星鉄馬邸は有料での利用になるかと思いますので、例えばカフェでは建物に近い側に特別席が運用されている等、そのような使い分けもサービスとしては考えられるのかと思います。

(塚本委員) そのようなサービスはいらないというか、少し差別的ではないかと思います。旧礼拝棟の中を通って回れる方が良いように思います。

(内田委員長) ぐるっと回るとなると、旧礼拝棟と公園施設の両方にトイレを作らなくても、どちらかのトイレを利用できるといったことも、できなくはないですね。今まで色々な議論がされて、提案も出されたため、少し整理したいと思います。

(事務局) 今までいただいた意見をもとに再度整理ができればと思いますが、補足もさせていただければと思います。バリアフリーの用語等は、私もそうだと思います。ただ、どうしてもご理解いただきたいのは、建築系では、条例も今はまだ「建築物バリアフリーラート」であり、バリアフリーラートという用語は通常の表現として使ってしまうところがあります。ただ、市民の皆様に伝える言葉は、それとは分けて考え、工夫できればと思います。例えばルートに関しても、メインとサブの入口、メインとサブのアクセスといった書き方で、ユニバーサルのルートをメインにする等、表現は気をつけたいと思います。あと、要は園路なのか何なのかですが、今回は建築プランに伴って線をひかせていただいているところは園路としても使われますが、建物へのアクセス路なので、傾斜がつく部分には一定程度の舗装や手すり等が必要です。その意味では、どこに勾配を設けるかにもありますが、建物へのアクセス路として建築上位置づけられる通路は制約が結構あるため、どうしても視覚的に入りやすい道になります。その辺りも判断しながら決めていただければと思います。

あと一点、参考まで良いのですが、市長をはじめとして案を説明した時に、どちらにせよ真ん中の辺りや裏側から入るため、「主玄関から入れないのか」という反応が多かったです。パッと見て主玄関から入りたいニーズがあるのかなと思います。だから主玄関から入れるようにしようというわけではなく、通常管理（イベント時以外）でいくつも入口を開けておき、付近に人を配置するのは無理ですから、普段はどこか1つの出入口から入り、主玄関から入りたい時等には別途対応をすれば良いとは思いますが、その辺りの説明には工夫が必要だと感じました。

(塚本委員) 北東側角の元々の入口のところにスロープ的なものを持ってくるとすると、庭でウネウネしている道のところで十分に上がってないと駄目で、そこはどうしても手すりが出てしまいますが、その後の主玄関前に手すりが出るのは避けるべきではと思います。本日色々な話を伺って、やはりリング状で回れるようにし、どちらかの道が何かしらの理由で使えない時にはもう片方の道を使えるようにしたり、訪れる人の気分によって選べるようにしたりすると良いのではと思いました。

(内田委員長) ありがとうございました。あと、公園施設の位置について議論がありました  
が、東側には少し無理があり、西側の方に設けるしかないのかなと思います。また、計画自体も、資料では横長案と整形案の2案があります。必ずしもこういう形ではないと思いますが、トイレのブース等のある程度の機能を持つ建物を考えているということで、このような建物を設ける場所としてはどちらがいいのかと、この辺も少し合わせて議論いただいた方が良いかと思います。

(阿部委員) 検討の前提条件として2点ほど確認です。まず、横長案と整形案で方位が異なる  
ように思えますが、整形案は資料を見て右側が北側のイメージでしょうか。また、  
整形案は2階建てぐらいの高さを想定しているのでしょうか。

(事務局) なるべくコンパクトな公園施設を作りたいという考え方から、整形案ではあまり方位は意識せずに作成しました。階段のようなものが書かれていますが、収納の占有面積をあまり大きくしたくないという思いがあり、小屋裏利用を考えています。公園施設では色々な備品等の置き場が必要ですが、倉庫をどんどん増設していくような形になるべく取りたくないと思い、必要なものは予め収まるようにする形を考えおりました。横長案では、もう少し公園に対して開かれたように作りたいという思いがあり、中で席を十分に確保するというよりは、公園に対して開放してベンチ等を置いて利用するような空間が良いと考えています。横長案の場合も、小屋裏に倉庫を作れるのであれば、1階には倉庫という部屋をなるべく設けずにいたいと考えています。また、極力建物の高さは抑えるべきなのかなというのと、敷地内に樹木が多いためフラットな屋根はあまり望ましくないと思いました。

(三浦委員) 今の話の続きですが、本邸がレーモンドの設計なのに、公園施設を要するにレーモンドらしさが全く出ていないのは少し違うのではと思います。小屋裏もですが、レーモンドなら、全く見せずに倉庫等にするのではなく、野地板等を全部見せてあ

らわしにします。レーモンドの設計にあわせた方が良いのではないでしょか。また、配置についてですが、現状の敷地形状が竣工当初から変わっていきます。レーモンドが竣工当初に見せたかったのは、主玄関横の周り階段で、最初からそれを見せ場にしようという思いがありました。この場所には、建築好きで建物を見に行きたいという方、憩いの場を求める市民や市民以外の方といった異質の層の方が訪れるわけです。その辺りも考慮しつつ、建築好きで見に来る方を考えると、特に周り階段付近は敷地が狭くて大変かと思いますが、ゲートも含めて作りこみを検討された方がいいのかなと思います。庭園側はレーモンドの設計とあまり関係ないため、周回できるようにするなり、憩いの場として利活用できるようにすると良いのではと思います。レーモンドは、庭に木を植える等は全く考えていないタイプで、自然はあるがままにという考え方ですから、そういうことも考慮してご検討いただければ良いのではと思います。公園施設の位置に関しては、皆様にお任せします。

(阿部委員) p1-7 にある設計時の図面は、レーモンドが設計したという理解を前提に考えますが、本邸以外の建物は西側に寄せています。ランドスケープの立場から言ふと、居間から長軸が取れるような方向を向いているように思いますし、西側に寄せた建物も、長軸に対して建物がかからないような位置に入っているように見えます。そうすると、公園施設はやはり西側だろうと思いました。

(内田委員長) ありがとうございます。冒頭にいただいたご意見も考慮すると、公園施設は西側で検討いただいて良いのかなと思います。

また、アプローチをどうするかについて、基本的にはメインの方のアプローチは東側として良いと思いますが、西側についても、聖堂に出入口を設ける案もあわせて、勾配等をとれるアプローチの可能性があるか、ご検討いただければと思います。また、建物の主玄関の前付近に斜路や手すりがつくのは私もできるだけ避けたいと思います。その前の斜路で勾配をうまく作っていただき、手すり等が主玄関前に出てくるのを避けるよう、ぜひお願ひいたします。西側の埠ですが、耐震性が不十分であれば補強が必要になりますので、再度ご検討いただければと思います。

公園施設を西側に置く場合、芝庭だとしても少し自由に歩けるようにして良いとは思いますが、簡単な道がある方が動線処理としては適切かと思います。芝庭が切れてしまうような作りではなく、あくまでも延長線上に少し通れる道があるような感じで作っていただくようなことを、少し改めて検討していただければと思います。

(塚本委員) リング状のアプローチにして、バリアフリーの勾配は距離が長い西側で取り、東側は無理にスロープを設けずに今の状態で上がれるようにし、建築のメインである周り階段の造形や水平庇を楽しめるようにする。出入口は旧礼拝棟として、旧礼拝棟全体をロビーとして、東西を貫通して土足で通り抜けられるような構想とすれば、良いのではと思いました。

(内田委員長) その辺も少し検討していただければと思います。その意味では、エントランス付近のデザインはRC故にできた形という意味で、大事なデザインですので、そこが綺麗に見えるようなアプローチをぜひお願いしたいと思います。

まだまだ検討しなくてはいけないことがあります、事務局で改めて整理いただき、例えばアプローチの勾配の処理の仕方や、逆に処理にこういう問題が生じるためこの案が難しいといったことをいただければと思います。

(三浦委員) p5-35 の「(6) 大まかな事業スケジュール」では令和8年度からオープンまで5年近くありますが、役所の仕事とはいえ少し時間がかかるように思います。市民も結構期待していると思うため、スケジュールも検討いただければと思います。

(内田委員長) ありがとうございます。おそらく予算の問題とかもかなりあると思いますが、そういう要望もありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

(小内委員) 事前に事務局にはお伝えしましたが、ここだけはぜひ書いていただきたいと思う点が何点かあります。まず、p5-3 の「1) 展示のあり方」に「多彩な内容に対応した展示を行う。」と記載がありますが、「多彩な内容」をもう少し具体的に書いても良いのではと思います。例えば庭にある噴水は壊すか残すかという話があり、有識者会議では庭の利活用を考えると撤去の方向となりました。GHQが噴水を作り、その後修道女会でキリスト像の台座として使用していましたが、キリスト像の撤去時にわりと貴重なGHQ時代に施工したモザイクタイルが出てきて、場合によつては生かし取りをして、どこかにメモリアル的に残すようなことを考えても良いのではという意見が出ました。例えば公園施設の床に埋めたり、生かし取りの写真を撮って、解説を加えて展示したりすることで、価値が上がると思います。そのためには、設計時に生かし取りとして計画し、工事時に写真を撮っておかないといけません。計画にそのような内容を多彩な内容として記載し、復原工事前や工事中に写真を撮ったり、後から解説を加えられるように記録したり、展示の仕方を見据えた工事計画設計をして貰えるよう、関連する内容を追記いただくと良いかと思います。

あと、p5-31 の「4. 事業実施に向けての課題」の「(1) 財政制約下における整備内容の重点化」では、主に財政制約のことだけが書かれていますが、それ以外にも登録有形文化財は今の建築基準法が遡及してしまうため、復原したくともできない復原があるという、一番大きな課題があります。そのため、建築基準法の第3条第1項各号で掲げられているような文化財の指定を目指せば、建築基準法が適用外になり、2期工事で現行の建築基準法が遡及しない範囲での復原ができます。例えば屋上の設えなど、レーモンドのデザインが今は見る影もないような部分は、文化財指定で復原できるようになるというのは大きな意義であり、工事を2期に分ける意味もあると思います。そのため、その辺りをぜひ書いていただければと思います。

(内田委員長) まず、GHQ 関連の遺構ですが、GHQ 関連のものや庭園整備の具体的な事例は少ないため、建物の歴史を実物で知れることが意外と大事です。そういうものがあるならばぜひ残していただきて、展示要素として取り込むと良いかと思います。

もう一つは、文化財指定によって適用除外を受けながら保存できるということも明記してはどうかというご指摘で、これもとても大事なことだと思います。特に復原等の場合には、現行法令下ではできないことが多く出てきますから、文化財指定を目指すことの中で復原を目指すということは、私も必要かと思います。ぜひ記載をした方が良いと思いますので、この辺りもご検討いただければと思います。例えば登録有形文化財であれば、次は市の指定文化財に指定したり、さらにそれから上を順次を目指したりしていくこともあります。今後考えなければいけないことになるかと思いますが、ぜひよろしくお願ひいたします。

(都教育庁) p2-2 の「2. 保護の方針」でいきなり設定の話をするのではなく、まずはレーモンドの設計を最優先で保護すること、それから今の話を考慮すると GHQ 時代の遺構も検討しながら建物の歴史として残すこと、何よりも旧修室棟を解体してレーモンドの設計を残すことの 3 点を書いておく方が良いと思いました。予算要求で例えば何故解体に予算を使うのかと聞かれた時に、保存活用計画や委員会で言わわれていると説明できるようにすると、おそらく皆様が困りにくくなるかと思います。

(内川副委員長) 先ほどお話がありましたが、旧礼拝棟をガイダンス施設として展示機能を設ける場合、p5-7 の「③公開、活用に係る施設や設備等」に、具体的な計画は先になるとしても、位置づけを記載しておくと良いかと思いました。

(内田委員長) ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。今回は保存活用計画の策定で、これを元にして今後の修理計画を話しますが、ここに記載がないものは予算取りが極めて困難な状態になります。必要なものは計画に記載しておくことが 1 番大事になりますので、色々な意味で書き込む方が良いかと思いますので、その辺りももう少しご意見をいただければと思います。

(事務局) 様々なご意見をいただきました A・B・C 案ですが、特に A 案をさらにうまくしていく形で、次回は提案できればと思います。また、貯水槽や外付けのエレベーター等も落とし込んだ上で、園路をどう通せるのかを示していきたいと思います。

(2) 保存活用計画素案について ③第 2 章 保存管理計画、第 3 章 環境保全計画、第 4 章 防災計画

(事務局) (資料 1 第 2 章～第 4 章・資料 3 の説明)

(内田委員長) ありがとうございました。一番大事なのが第 5 章活用計画で、本日多くの意見をいただけたとのことです。それを元に整理し、次回新たな案を作っていただこう

とで進めたいと思います。第2章から第4章は第5章に付随した章で、第5章が決まると基本的には決定していくため、まずは第1章と第5章の内容のコンフリクトが優先されます。第2章管理計画と資料編は、部屋ごとに部位の基準を定め、今後修理する際にそれぞれの部位をどういう風に守っていくのか、あるいは変えていくのかの基準になります。保存活用計画を元にして改修計画や保存管理計画を考えることになろうかと思いますが、そのためのデータを整理したものは次回お見せできるとのことです。資料編に関しては、例えばp7では現状の写真に加えて、エビデンスとしての古写真も載せていただき、それを見て一目でどういう状態なのか、どこが残っているかがわかる資料として作成いただくようお願いし、これをもとに第2章管理計画ができます。何かこの点に関して、ご質問、ご意見はございますか。

(内田委員長) よろしいでしょうか。では、議題としての保存活用計画素案については、これで終わりにしたいと思います。

### 3. 今後の予定

(事務局) 次回の第7回委員会が終わりましたら、その段階で計画素案という形で市議会に報告を差し上げた上でパブコメも実施いたします。12月頃にパブコメに合わせて市民説明会も行った上で、最終の第8回委員会は年明けの1月27日を予定しておりますので、次回ある程度固めていければと思います。

### 4. 閉会

(内田委員長) それでは、第6回委員会を閉会したいと思います。皆様、本日はありがとうございました。